

発達支援におけるオンライン交流の試み

吉岡 恒生

特別支援教育講座

Online Interaction as a Means of Developmental Support

Tsuneo YOSHIOKA

Department of Special Needs Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

I. オンライン交流実施までの経緯

1. 2020年2月末～3月

2020年2月27日、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。翌日の記者会見で萩生田文部科学大臣は、「児童生徒に対し基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、子供たちが不要不急の外出をしないよう関係省庁に協力を求める」と発言した。それらを受けて、筆者が運営に携わる大学の発達支援相談室では3月2日より臨時休室することとした。3・4年生を中心とした学生が子どもの遊戯療法（プレイセラピー）を担当する当相談室では、3月は子どもと学生セラピストの別れの時期であり、別れをめぐる心の機微に寄り添うかかわりは、遊戯療法にとって大切なプロセスとなるはずであった。しかし、卒業する学生セラピストと子どものペアは、休室によってセラピーの唐突な中断を余儀なくされた。

それに先立つ2月26日、遊戯療法を担当する学生からの相談があった。「コロナウイルスの流行に伴い、プレイセラピーを実施してもよいものか悩んでいる。できる限りの対策はしており、自覚症状等は全くないが、感染が確認された地域でアルバイトをしていたり、日頃電車に乗っていたりするため、クライアントと接触して良いものか心配している」という内容であった。この相談を受けるまで、筆者は正直に言って、今般の感染状況が相談室の活動に支障をきたすものであるとの認識は薄かった。しかし、この相談を契機に、相談室の管理運営スタッフである筆者は、自分が発達支援を促す活動を進めていくと同時に、クライアント及び相談室スタッフの感染予防に留意する立場であることを自覚した。

それでも、できる限り発達支援活動の継続には努めていかねばならない。発達支援相談室の原則休室をクライアントとスタッフに通知し、子どもへの直接的な

発達支援活動は中止としたが、期日をすでに指定済みの3月中の保護者カウンセリングは感染対策が比較的容易であるとして実施することとした。

しかし、子どもは休校中であり、障害のある子どもを預ける場所がなければ、保護者は来室できない。子どもを家において大学に行けないとの理由で、既に決まっていた相談の約束をキャンセルする保護者もいた。一方、子どもが放課後等デイサービス利用中に来室する保護者もいた。大学の発達支援相談室の休室決定をよそに、休校中もサービスを提供しているデイサービスは多かったのである。

2月28日、文部科学事務次官から示された通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」には、「障害のある幼児児童生徒に関すること」として、「特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。」とある。大学での発達支援と同様の感染リスクのあるなか、放課後等デイサービススタッフはエッセンシャルワーカーとして働いている。保護者カウンセリングを通してその状況を思い浮かべながら、その大変さを想像し、彼らへの敬意を強く感じた。

ところで、唐突な中断を余儀なくされたケースに関して、主としてセラピストからクライアントへの手紙や電話などで別れの儀式を代替したが、それだけではお互いの気持ちの収まりのつかない場合、セッションは行わないまでも、玄関周辺で短時間、別れの挨拶を交わすことを許容した。

大学では、3月11日から学生の大学構内への立ち入りが禁止となり、いつものにぎやかでかつ寂しい卒業式のないまま春休みとなった。相談室も、もともと3

月20日から4月7日まで春休みとする予定であったので、新年度の4月8日の再開を期して、いつもより長い春休みとなった。

2. 2020年4月

新型コロナウイルス感染症の早期収束の期待は裏切られた。感染は徐々に拡大し、諸学校の休校措置は継続され、大学の授業開始も4月末に延期されることが決定されたことを受け、4月7日、発達支援相談室の休室期間も5月の連休明けまで延長されることになった。学生の構内への立ち入り規制が実施される状況下、発達支援活動のためだけに学生に来学を促すのは困難と判断したのである。

感染拡大が続くなかで政府は4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大した。愛知県を含む6道府県については、4月7日の緊急事態宣言発令時に対象とされた東京都などの7都府県とあわせて特定警戒都道府県に位置付けられた。これに伴って、筆者たち教員も原則在宅勤務となった。

筆者たち相談室担当教員は、週1回程度出勤して、電話相談、メール相談にも応じる体制を取ったが、緊急事態宣言下で自らそれらを求める保護者はいなかった。虐待等のリスクのあるケースに関しては、筆者から電話連絡をし、子ども及び家族をめぐる困り事を聴き、家族全体の情緒の安定を図る関係維持的な対話を心がけた。こちらは心配したものの、自閉スペクトラム症の子どものかに、休校中は自分のペースで生活できているのでいつもの学期中よりも落ち着いていると保護者が語る、あるいはメールで報告するケースが複数あったのが印象的であった。

筆者は大学の発達支援相談室担当の臨床心理士（公認心理師）であると同時に、特別支援学校教員養成課程の教育を担う教員でもある。3月半ばから学生の大学構内への立ち入りが禁止となり、4月になっても立ち入り規制が継続されるなか、筆者のなかでは、新4年生のゼミ活動をどうするかが懸案となっていた。筆者の研究室では、例年、卒業研究において、遊戯療法の実践研究に取り組む学生が多い。発達支援相談室において自分が担当する事例を対象とするのである。今年度も5名の指導学生のうち4名がその予定であった。

そうしたなか第一の課題は、学生の入構が規制されている状況下で、ゼミ活動をどのように実施するかであった。3月に実施予定であったゼミはとりあえず、発表者のレジュメをメール上で共有し、発表者以外がそのレジュメにコメントをしてそれも共有し、最後に筆者がまとめのコメントをつけるというやり方で実施した。しかし、声が聞けない、顔を見合わさないゼミは効果に限界がある。そこで筆者は、コロナ禍のなかで急速に普及しつつあったテレビ会議システムZoomをゼミ活動にも導入することにした。4月13日から週

1回全体ゼミを、2週間に1回程度それぞれに個別ゼミを実施することにした。また、研究室のメンバーが共有するオンラインストレージOneDriveを開設し、ゼミ活動の情報を共有することとした。

第二の課題は、発達支援相談室における対面での遊戯療法の再開が見通せない状況で、卒業研究をいかに進めていくかであった。5名の学生たちは、卒業研究で遊戯療法実践以外のテーマに取り組む予定の学生も含めて全員、3年生の時点で発達支援相談室のケースを担当し、すでに10回以上のセッションを重ねていた。全体ゼミでは、対面での遊戯療法の再開を見越して「相談室における新型コロナウイルス感染予防対策」について話し合ったりもした。一方で筆者は、感染症の歴史を振り返り、また専門家の見解を踏まえると、対面での支援の再開はそう容易なことではないかもしれないことを示唆し、この状況のなかでクライアント（子ども）にできることをしようと促した。

そのアイデアの一つがオンライン交流であった。筆者は、休室期間中、クライアント（保護者）に対し電話で時折近況を尋ねていたのだが、そのなかで語られた放課後等デイサービスのスタッフと子どもとのエピソードに着目した。その子どもは知的障害を伴わない発達障害のある小学生である。保護者が言うには、放課後等デイサービスは密が避けられないので利用を控えていたのだが、ある日、デイサービスのスタッフからZoomでの交流を勧められ、本人ははじめは恥ずかしがっていたが、やってみるとまんざらでもなさそうで喜んでいて、とのことだった。今現在ゼミで利用しているZoomがこんなところでも活用されていることを知り、「これだ」と思った。そのアイデアをゼミ生たちに伝えたところ、ゼミ生たちも乗り気になった。

だが、新たな試みは、実践していくなかで、様々なハードルにぶつかる可能性がある。また、多くのクライアント（子ども・保護者）は新型コロナウイルス収束後の対面支援の再開を期待している。しかし一方で、いつ遊戯療法が再開できるかわからない状況で何ヶ月も時間が経過していくのを残念に思っているだろう。

そこでまず、筆者のゼミ生が3年生の時から担当していたケースについて、「お願い」という形でオンライン交流の試行をクライアントに依頼してみることにした。

3. 2020年5月

5月1日、大学では、6月3日までの予定だった学生の出校を伴わない「遠隔授業」のみによる授業期間が7月1日までに延長された。それに伴い、学生の構内立ち入り規制が7月1日まで延長された。

5月4日、厚生労働省は新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表した。同日、筆者は「発達支援相談室オンライン交流のガイドライン」（メモ）

を作成した。

5月10日、「ガイドライン」の加筆修正版をオンライン交流の試行を控えた学生に示した。

5月11日、オンライン交流の依頼を快諾したクライアント（子ども・保護者）と学生との第1回オンライン交流がLINEのビデオ通話機能を使用して実施された。5月中にゼミ生全員が、3年生時に遊戯療法を担当したクライアントとオンライン交流を開始した。

5月15日、大学は、遠隔授業の実施期間を前期の期間が終了する9月30日までとし、それに伴い、7月1日までの学生への構内立ち入り規制が当面9月30日までとされた。

5月25日、全国で緊急事態宣言は解除されたものの、大学での学生への構内立ち入り規制はそのままであった。オンライン交流が予想以上に円滑に試行されていることを踏まえ、発達支援相談室では、5月27日、今年度の継続支援を希望していたすべてのクライアントに、オンライン交流の選択肢を示す次のようなアンケートメールを送った。

「……………相談室では、昨年度すでに当相談室を利用され、支援の継続を希望されていた方につきまして、ZoomやLINE等のテレビ会議システムを使用したオンライン交流の選択肢をお示しすることといたしました。オンライン交流とは、テレビ会議上で、学生等が定期的にお子様に対し様々に工夫しつつ働きかけ、楽しく充実した時間を過ごしてもらおうという試みです。そのなかで、近況など保護者の方々からお話をうかがうことを考えております。もちろん、これは私たちにとっても初めての試みで、皆様のご協力をいただきつつ試行錯誤しながら進めていくことになると思います。Wi-Fi環境、機器の操作等が不安な方につきましては、丁寧に相談をお受けしたいと考えております……………」

次章では、5月10日第1版以来、学生等の意見を聞きながら改訂を繰り返している「オンライン交流ガイドライン」（2020年8月末現在）を示す。

II. オンライン交流ガイドライン

1. 目的と意義

新型コロナウイルスの感染拡大により、当相談室では支援活動の在り方の見直しを迫られた。5月4日、厚生労働省は新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表した。その実践例として、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」「遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ」「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」などが挙げられている。セラピストと子どもの対一の直接的な関わりを基盤として対人発達を促していくという当相談室の基本的な姿勢が、「新しい生活様式」に見られる行動変容の要

請のもとで、問い直されようとしている。そのプロセスのなかで、オンライン交流を選択肢の一つとして検討するにあたり、その円滑な施行のため、今回ガイドラインを作成することとした。

対一の直接的な関わり（個人遊戯療法）、及びそれを集団に広げていく試み（グループプレイセラピー）を通して、発達障害児等の対人発達を促していく活動は、私たち相談室スタッフが手ごたえを感じつつ実践してきたことである。しかし、それを従来通りのやり方で、今までと同じ数の対象児に実施していくことには、今後様々なリスクが想定される。今までのやり方の補助策、代替策、その他の選択肢として考えられるのが、Zoom、LINE等を利用したオンライン交流である。

オンライン交流（online interaction）とは、支援者と被支援者が、Zoom等のテレビ会議システム上で同じ時間を共有し、支援者の働きかけのもと関わり合う試みである。どれだけの効果をもたらされるのか未知数であるので、治療を連想させるセラピーという言葉はあえて用いない。オンライン交流は、当相談室の多くのケースがそうであるように広い意味での発達支援を目的とすることもあるし、被支援者が支援者に語ることによって生じるカタルシスをとまなう心理療法的な機能を持つ場合もあるだろうし、支援者への信頼感のもと被支援者の心理的な居場所感を培う場合もあるだろう。様々な可能性に開かれながらも、お互いの手が届かない遠隔の関わりという限界をもつ支援の一つの在り方として、オンライン交流と名付ける。

オンライン交流は、一般に、これまで相談室で実施してきた生身の人間同士が関与し合う直接的な関わりと比較して、お互いを引き付け合う力の弱い間接的な交流である。しかし、少なくとも、相談室の再開が不透明ななか、発達支援相談室での活動やセラピストとの再会を楽しみにしてきたクライアント（子どもたち）にとっては、これまでのセラピーで醸成されてきた相談室との情緒的つながりを維持していくための補助的な役割を持ちえる。また、発達支援という観点からすれば、オンラインならではのアプリ等を利用して交流することによって、新たな発達促進的な関係が形成され、新しい時代に即応したコミュニケーション能力を育てていく可能性もある。

こうしたメリットとデメリットの双方が想定されるオンライン交流であるが、コロナ禍の行方を見据えつつ、ウィズ・コロナ、アフター・コロナの新たな時代に発達支援相談室としての役割を果たすために、すみやかにオンライン交流を導入することには高い意義があると考えられる。

加えて、セラピスト（学生）の情報教育にとっても有意義である。『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）』¹⁾には、「知的障害のあ

る児童生徒の学習上の特性」に関連して「近年では、タブレット端末等の情報機器等を有効に活用することにより、児童生徒のもつ能力や可能性が更に引き出され、様々に学習活動が発展し、豊かな進路選択の可能性が広がることで、自立と社会参加が促進されていくことなどがある」(p26)などの表現が見受けられるが、新型コロナウイルスがもたらす教育への影響を鑑みると、今後、教育における情報機器の活用の重要度は増すばかりであろう。今回試みるオンライン交流を経験した学生は、特別な支援を要する児童生徒およびその保護者と効果的に関わるスキルを身につけた教員として、今後の特別支援教育を支える人材になるものと期待される。

2. オンライン交流の開始まで

(1) 担当教員の連絡

相談室で保護者カウンセリングを担当する教員が保護者と連絡を取り、大学における対面での発達支援が可能になるのを待つか、それに先立つオンライン交流を希望するかの選択肢を示した上で、保護者がオンライン交流の試行を希望した場合、子ども担当セラピストにその旨連絡する。

(2) 子ども担当セラピストの連絡

子ども担当セラピストは、保護者に連絡し、セッションの曜日・時間帯・交流の間隔、利用するツール、家庭およびセラピストのインターネット環境の限界、子どものオンライン交流への志向性等を確認し、問題があるようであれば、教員と相談する。

(3) 新しいセラピストが担当する場合

新年度に新たに担当となったセラピストとクライアントのペアの場合、可能であれば、最初のセッションなどで担当教員もオンライン交流に参加するなどして、クライアントとセラピストを円滑につなぐ役割を果たす。

(4) ホストとゲスト

クライアント側（保護者）がホストになるか、セラピスト側（学生）がホストになるかは、事前に話し合っておく。

①セラピスト側がホストになる場合

セラピストが、たとえば「間違い探し」や「迷路」などの画像を用意する場合、ホワイトボード機能を使用する場合など、それらの画面共有がスムーズに行く。(Zoomの場合、デフォルトではホストのみ画面共有を仕掛けることができる。) クライアント側が情報機器に不慣れな場合にハードルが低くなる。どちらかと言うと、こちらの方法に落ち着くことが多いようである。

②クライアント側がホストになる場合

クライアント側の準備ができた状態で通話が開始できる。通話開始のボタンを押すという能動的な行為を子どもが担当できる。

3. オンライン交流の実施

(1) 時間枠

時間は本人及び保護者とのかかわりを合わせ週1回50分を限度とし、そのことは前もって保護者と（本人が理解できるようであれば）本人に伝える。家庭のWi-Fi環境、情報機器等が整わず、長時間のオンライン通話がクライアント側に経済的負担・心理的負担を強いるようであるならば、関係の維持目的の短時間の通話のみに限定する。

(2) ツール

ZoomまたはLINEを利用して、お互いの自宅で実施することを原則とする。Teams、Google Meets、Skypeなど他のツールをクライアントが希望する場合は、それらも検討する。それぞれのツールの画面共有機能等を利用しながら、クライアントにとって魅力的な交流となるよう準備する。

(3) 子どもへの働きかけと保護者との対話

オンラインでつながったら、どんなに重度のクライアントであっても、まずは子どもに働きかけ、かかわりの糸口を探る。

子どもへの働きかけが一段落したら（またはこれ以上反応が得られる見込みがないと判断したら）、保護者から話を聴く時間を設けてもよい。保護者対応については次節で詳述。

(4) 終わりの合図

時間制限が困難なクライアントに対しては、「そろそろあと10分で制限時間になります・・・」などと伝え、制限時間が守れるよう工夫する。

(5) 交流のレコーディング

個人情報保護と守秘義務の観点から、アプリ等で共同制作したものなどをファイルとして保存したい場合は、必ず保護者と（本人が理解できる場合は）本人の了承を得る。セラピストあるいは保護者・本人が交流のレコーディングを希望する場合は、お互いの了承を得た上でレコーディングする。

(6) 交流の環境設定の留意点

オンライン交流は、画面との距離が近くなることから疲れやすいことが考えられる。セラピストは自身及びクライアントへの心理的・身体的ケアに留意する。

テレビ会議システムを使用する際に、背景に様々な物が映りこむことによって注意が散漫になることも考えられるため、背景の環境設定にも配慮する。あるいはバーチャル背景を使用する。

パソコンやスマートフォンをそのまま使用すると、室内の雑音を拾いやすいため、可能ならば、マイク付きのイヤホン（iPhoneであれば付属のイヤホン）を使用する。

4. 保護者との連携・保護者対応

(1) 保護者の協力

オンライン交流では保護者の協力が不可欠である。相談室内での発達支援は基本的にプレイルームにおいて母子分離のうえ実施してきたが、オンライン交流では情報機器の操作が必要となるため、通常、保護者のもとで実施される。クライアントの自宅で実施されるので、時には、きょうだいなど、他の家族の介入が避けられないこともある。

(2) 独立した機器操作が困難な子どもの場合

重い知的障害のある子どもの場合は特に、保護者の関与の度合いが強くなる。画面越しの交流という特徴ゆえに、セラピストの働きかけに加えて母親からの働きかけがないと、なかなか画面に注意が向かないことも多い。子どもが画面に注意を集中できる時間は短く、その分、母親の声かけを介した対話・交流あるいはセラピストと母親の対話が多くなる。その場合、セラピスト自身が、普段の日常生活をよく知る保護者から情報を得ることによって、適切な支援につなげやすいという利点もある。

保護者から話を聴く場合は、現在どのようなことに困っているかについて共感的に聴いていく。保護者とのかわり、家族とのかわり等に焦点を当てて聴いていく。一方で、50分の制限時間もあるなかで必要以上に深く聴いてしまい、セラピストが対応不可能な領域に踏み込んでしまうことも考えられる。学生セラピストは心理の専門家ではないので、安易に深め過ぎないことも大切である。「来談者中心療法」「傾聴ボランティア」等の資料を参考)

学生セラピストが答えられないあるいは答えるににくい相談事が保護者から持ちかけられた場合は、回答を保留し、担当教員に相談した上でフィードバックする。

(3) 独立した機器操作が可能な子どもの場合

独立した機器操作が可能な子どもの場合（おおむね小学校中学年以上レベル）、部屋（空間）が用意できるようであれば、家庭内における保護者を交えない独立した一対一のオンライン交流も選択肢に入る。その場合、オンライン交流のなかで子どもの秘密が語られる場合もあるので、セラピストは記録には書き留めるものの、守秘義務を遵守し、保護者にその内容を伝えることはしない。一方、保護者のオンライン交流への関与も重要なポイントなので、少なくともオンライン交流の最初と最後は保護者も同席し、次回オンライン交流の日時設定等の簡単な打ち合わせを行うこととする。こうしたケースにおける保護者支援は、基本的に保護者カウンセリング担当の教員に任せる。

5. オンライン交流の記録とその提出

(1) 個別セッションの記録

記録には、オンライン交流としての回数（#1など）、

実施した日時（開始時刻・終了時刻も含め）、セラピスト名、使用したツールを記す。

クライアント（Cl）、セラピスト（Th）は略号を使用し、固有名詞等、個人情報の記述には留意する。

始まりの様子、終わりの様子等、子どもとの交流、保護者との対話双方を記述し、それらに対するセラピストの対応、受け答えも記述する。保護者を含め家族の参加・介入があればそれらも記述する。

記録には、セッション最後のまとめとして、オンライン交流を実施して困った点、よかった点、今後に向けての課題、その他感じた点なども適宜記録する。

(2) 個別セッションの記録の提出

個人情報保護と守秘義務の観点から、記録ファイルにパスワードをかけ、担当教員と1週間以内に共有する。（現在オンラインストレージを研究室単位で使用。今後に向けて発達支援相談室全体のシステムを検討中。）

(3) 発達支援相談室への利用カードの提出

複数回のセッションを1ページのファイルに記入できる「オンライン交流」カードを作成する。担当セラピストは、記録をもとに「相談者のイニシャル」「担当者名」「活動年月日」などをカードに記入し、相談室技術補佐員に電子メールで提出する。（これまでの対面支援では、1回のセッションごとに、保護者とセラピストが1枚の利用カードに記入していた。）

6. オンライン交流におけるスタッフの支援体制

(1) オンライングループワーク

臨床心理士資格を有する担当教員・セラピスト（スーパーバイザー）のもとに、オンライン交流チームを作り、定期的にZoom等でグループワークを行う。

グループワークでは、オンライン交流における悩みを語り合い、支援状況に関する認識を深め、改善への手立てを探っていく。

(2) 発達支援相談室カンファレンス

平時では、大学の授業開講期間中、決まった曜日の夕方、隔週ペースで発達支援相談室カンファレンスを対面で開催し、スタッフには参加を義務付けていた。こうした全体カンファレンスは、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束状況を踏まえ、オンラインあるいは対面で計画していく。2020年度最初のカンファレンスは、7月31日（金）午後5時30分～7時30分にZoomを利用して開催した。

(3) シニアスタッフミーティング

臨床心理士資格をもつ相談室スーパーバイザー（担当教員4名、非常勤セラピスト（技術補佐員）2名）の間で定期的な話し合いの機会をもち、オンライン交流、対面支援も含め今後の相談室の方針を検討する。（現在隔週ペースでテレビ会議システムを利用して実施中）

(4) 保護者対応

保護者カウンセリング担当教員は、随時、保護者カウンセリングを実施する。(保護者は、対面、テレビ会議システム、電話のいずれかの方法を選択するものとする。)

(5) 緊急時対応

オンライン交流に関わる急を要する相談事・心配事がある場合は、グループワーク、カンファレンスを待たずに担当教員にアポを取り、相談する。

Ⅲ. グループワークの実際

オンライン交流はまず、筆者の研究室の指導学生(4年生)5名がさがかけて実施し、筆者のスーパーバイズのもと、全体Zoomゼミのなかでグループワークを実施した。その6月のオンライングループワークの様子を紹介したい。

1. グループのメンバーと対象児

A:軽度の知的障害のある自閉症児(小学生)担当

B:重度の知的障害のある自閉症児(幼児)担当

C:重度の知的障害のある自閉症児(小学生)担当

D:知的障害のない自閉症児(幼児)担当

E:知的障害のない自閉症児(小学生)担当

2. 6月8日のグループワーク

この日、「オンライン交流・対面交流それぞれの長所」(5名とも3年生のときに同じクライアントに対して遊戯療法を実施している。)[軽度の子へのアプローチ、重度の子へのアプローチ]をテーマに話し合った。セラピストをTh, クライアントをClと略記。

(1) オンライン交流・対面交流それぞれの長所

①オンライン交流の長所

- ・Th側から遊びの提供ができるので、遊びがルーティン化しない。(A)
- ・母親と一緒にいて、母からの促しがあるため、コミュニケーションがとりやすい。(B)
- ・Clの生活感や母親との関わりが理解できる。新しい関わり方やアプローチを試みることができる。(C)
- ・母親とClの関係性を見ることでClの新たな一面を発見できる。また、時間に下限がない(50分いっぱい実施しなければならないというわけではない)のでClの様子を見ながら無理のない範囲で行える。(D)
- ・家というClが一番安心できる環境なのでClがのびのびと交流を行える。(E)

(2) 対面交流の長所

- ・表情が見やすく、声が聞き取りやすい。指示も通りやすい。(A)
- ・身体的な交流が行える。(B)
- ・Clの反応の情報量が多い。オンラインではそれぞ

れのツール(LINE,Zoom)ごとに使える機能が限られるが対面ではそのような制限がほぼない。(C)

- ・身体的な交流や働きかけ(かんしゃくを起こしたときに身体的なアプローチによって落ち着かせるなど)ができる。(D)
- ・身体的な交流と遊びの種類の豊富さ。ごっこ遊びなどThとClが道具を介して同じ遊びを行うことができる。(E)

③筆者のコメント

母親との関係性が見える、生活感が理解できることなどは、Th側から見れば利点であるが、保護者側から見ると、子どもとの関係性や家の中を見られてしまうという不安や焦り、嫌悪感など負の感情につながる可能性もあることに気づくことが大切。

(2) 軽度・重度それぞれの子へのアプローチ

①軽度の子へのアプローチ

- ・会話ができるので飽きへの対応が必要。Cl本人からやってみようという遊びを聞き取って行う。(A)
- ・言葉に頼りすぎない、分かりやすくClの興味を引く言葉をかけるなど言葉がけの工夫を行う。(D)
- ・絵遊びだけでなく、言語を使った遊びを行う。発達段階に応じて遊びの難易度を変える。(E)

②重度の子へのアプローチ

- ・画面共有によるお絵かき、音楽を使って踊るなどのかわりを行う。(B)
- ・母親と事前に情報を共有する。継続的なかわりのために準備を万全に行う。(C)

③筆者のコメント

オンライン交流では、画面共有の準備など対面支援以上にThのエンターテイナーとしての能動性が必要になる。しかし、Clを飽きさせないようにと過度に焦らないほうがよい。何もしていなくても安心できる関係、のんびりできる時間を共有することも大切。

3. 6月15日のグループワーク

この日、「オンライン交流を行って対面の時には見られなかったClの様子や反応」「オンライン交流を行って、うまくいったこと、うまくいかなかったこと、そこから学んだこと」をテーマに話し合った。

(1) 対面のときには見られなかったClの様子や反応

①オンライン交流での新たな様子・反応

- ・対面ではThとClのみの関わりでThがClに話しかけても反応してくれないことが多かったが、オンラインでは母親がいるので母親の促しでClが答えてくれる。また、オンラインではきょうだいの関わりやすくなる。(A)
- ・Clが理解している言葉や、できることが思っていたよりも多いと感じた。またThがエフェクトで顔を変えたときに、それに反応してジェスチャーをしたり、Thの流す音楽に合わせて体を揺らしたりと、

Thの働きかけに対して、対面の時より反応が多くなっているように思う。(B)

- ・思っていたよりもThの発した言葉を理解している。また、母親とのかかわりを見ることができたり、普段の家での生活の様子を垣間見たりすることができる。こちらの言葉による働きかけに対して予想よりも反応してくれる。(C)
- ・対面ではあまり感じられなかった自閉症の特性が少しずつ見えてきた。対面では基本的にCI中心だが、オンラインではThが提案する遊びが中心となるため、相手に合わせることの難しさ、集中力の無さ、多動といった部分がかえってよく見られるようになった。(D)
- ・「先生(Th)にこれ見せてあげたい。」という発言をよくする。対面のときにはThに何かをしてあげたいという発言や気持ちはあまり見られなかったが、オンラインの中でカメラに物を近づけて見えるようにしてくれたり、新しいおもちゃを紹介してくれたりするとThと共有したいという気持ちを感じられる。(D)
- ・CIがこれまで以上に自分からThに働きかけてくれるようになった。Thの提案する遊びにCIが参加するという形になり、対面の時と能動・受動の関係が逆転した。対面の時は、CIが提案する遊びにThが受動的に参加するという形が多かった。(E)

②筆者のコメント

オンライン交流では、遊戯療法の原則(アクスラインの8原則)にそった受け身の姿勢だけではうまくいかず、Thの能動的姿勢、つまり教育的要素が重要になる。あなたたちは、心理セラピストになるのではなく教員になるのだから、この体験がCIにとってどんな意味を持っているかを考え、オンライン交流の枠組みの中でクライアントの糧となるような実践を工夫し、積み重ねていけばよい。

(2) うまくいったこと、うまくいかなかったこと

①うまくいかなかったこと

- ・最初のうちはうまくいかなかったと感じている。画面に注目してもらうために顔を変える機能で遊んだが、うまくいかなかった。これは画面に自分の顔が映されるのが嫌なのかもしれないというCIの気持ちにThが気づかないまま、顔を使った遊びをしたことが原因なのではないかと考える。(A)
- ・対面の時CIがよく使っていたアンパンマンのおもちゃの音楽を、オンラインでも取り入れようと思って流したところあまり反応が見られなかった。対面とオンラインでは反応も違ってくる感じた。(B)
- ・こちらがCIの興味のありそうなものを提示していても思いのほか興味を示さないことが多い。(C)
- ・機嫌が悪いときにCIの気分が乗るまで待っていても一向に気を引けない。相手を困らせていることを

わかって続けている可能性もあるため、待っているだけではよくない。(D)

- ・一緒に身体を動かす(同じふりをThとCIが一緒に踊るなど)活動はほとんどCIの一人遊びになってしまったのでうまくいかなかったと感じた。(E)

②うまくいったこと、学んだこと

- ・#3以降はCIの顔があまり映らないように画面共有機能を使用して遊ぶようになり、CIは画面に向かうようになってくれた。画面共有機能では今までの対面での遊びを振り返り、CIができそうな遊びや興味をもちそうな遊びを提案したらCIが取り組んでいるので、最初に比べたらうまくいったと思う。

最初、うまくいかなかったときはこれでいいのかと不安な気持ちになっていたが、今振り返るとうまくいかなかったことでCIの画面に映りたくないという気持ちに気づくことができたので、うまくいなくてもポジティブに捉えようという心構えを学ぶことができた。(A)

- ・LINEの顔を変える機能を使ったときは、CIが画面をじっと見てジェスチャーをするなど思っていたよりも反応があったので、うまくいったのかなと思う。また、CIの好きな音楽を母親に聞き、それを取り入れたときはCIの反応が良かったので、母親の協力を得ながら交流を図ることが大切だと学んだ。(B)
- ・画面共有を使った遊びを取り入れることで、興味を引くことができ、集中できる時間が長くなった。気分が乗らずなかなかパソコンの前に来ないときでも、タイミングを計らって画面に遊びを示すことで切り替えられる。(D)
- ・ペースをCIに持っていかれてしまうと画面を通して遊ぶことが難しくなるため、ペースはなるべくThが持つておく。また、気分によって興味を示す遊びが異なるため、ICTの便利さを利用して柔軟に対応していく。(D)
- ・しりとり迷路やダンス動画を一緒に見る、絵当てクイズといった画面を注視する方法がうまくいった。(E)

③筆者のコメント

うまくいかなかったことをネガティブにとらえなくてもよい。うまくいかなかったそのことに何か意味があるかもしれない、また変化の兆しかもしれない。何事も前向きにとらえ、試行錯誤しながら信頼関係を築き、充実した活動にしていくことが大切。

4. 6月22日のグループワーク

この日は、「オンライン交流を行ってよかった点」と「今後の目標」について話し合った。

(1) オンライン交流を行ってよかった点

①よかった点

- ・CIとの繋がりを維持することができる。相談室が休室の間、CIがThのことを忘れないか、Th自身も

CIとの関わり方を忘れてしまわないか不安に思っていたので、こうしてオンラインでお互いの顔を見ることで、相談室が再開したときにいつも通りの関係性でいられると感じられるのでよかった。(A)

- ・よかった点は2つある。1つ目は、CIの自宅での様子が分かる点である。相談室が休みになり、CIにずっと会えないままであったが、画面越しにCIの顔を見て、CIの近況を母親から聞くことができ、元気そうなCIの様子を知ることができた。

2つ目は、対面に比べコミュニケーションがとりやすい点である。対面の場合、CIが一人遊び状態になってしまい、Thの呼びかけにもあまり反応がないことが多かった。しかし、オンライン交流だと、CIと母親が一緒にいて、Thの呼びかけの他に母親もCIに対し働きかけるので、CIが反応を示す頻度が高いと感じる。(B)

- ・CIの新しい一面や自宅での様子を見ることができた。(C)
- ・信頼関係が築けていることが感じられた。まず、オンライン交流を重ねていく中で、「先生に見せてあげたい」「これ見て」と言ってカメラに物を近づけることが多くなった。このことから、ただパソコンを通して人と繋がっているという感覚でなく、Thとして私をしっかりと認識しており、共有したいという気持ちを抱いてくれていることがわかった。そして、週に一度のオンライン交流を楽しみにしている様子が見られる。初めの3回くらいまでは、「パソコンを通して遊ばなければいけない時間」というような義務感をCIが感じていたかもしれない。しかし、ここ最近、CIから遊びを提案したり、「次(来週)は〇〇しようね」と次回のことも口にするようになった。(D)
- ・対面交流とは異なる遊びを見つけることができたこと。対面ではごっこ遊びが中心だったが、オンライン交流をはじめると、Thが想像していたよりも言葉を使った遊び(しりとり、迷路など)ができることがわかった。また、CIの新たな一面を見ることができた。家の周りを紹介する場面や飼っているペットを紹介する場面もあり、CIが自分のことをThに伝えようとする場面が何度もあった。そして、母親から話を聞く機会が多くなったので、CIの小学校での様子などがよくわかるようになったことも良かったと感じる。(E)

②筆者のコメント

重度のケースを担当している学生は特に、オンライン交流は難しいのではと思うところもあったが、予想以上のかかわりができていて感じている。重度のクライアントが、母親の協力によって、母子分離の遊戯療法とは異なる生き生きとしたコミュニケーションを展開していく可能性に目が開かれた。

(2) 今後の目標

- ・毎週あったプレイセラピーがない分、このオンライン交流の時間で相談室再開までお互いの関係を維持していきたい。オンライン交流自体の目標は、Thが遊びをもちかけつつもCIのペースに合わせて、CIが楽しんでオンライン交流の時間を過ごしてくれることだ。(A)
- ・今後はCIもThもお互いに楽しんで交流することを目標としたい。CIの好きなものを使った働きかけを試してみて、CIにも楽しんでもらいたいし、CIへの働きかけがうまくいなくても、あまり焦らず交流を楽しむようにしたい。(B)
- ・CIと関わるための糸口を見つけること。(C)
- ・遊びをさらに充実させ、時に母親を交えて3人で楽しめるような交流を目指したい。今後、対面での交流が可能になった場合は、このオンライン交流で深まった信頼関係をより大切にしながら、CIが自分らしさを安心してさらけ出せるような場にしたい。(D)
- ・今年にはCIにとって幼稚園から小学校へと環境が大きく変わった年であり、CIも環境の変化に戸惑い、不安を抱えることもあると思う。そのため、CIの心の安定を一番に考え、CIと沢山会話をすることや遊びを通してリラックスすることを目標として考える。(E)

(筆者のコメント)

オンライン交流の目標を、再開後の対面交流に向けての関係の維持に重点を置くか、オンライン交流そのものの新たな可能性に重点を置くかによって、セラピストの姿勢も変わってくる。コロナ禍の収束の見えないなかで、ケースバイケースではあるものの、徐々に後者にシフトしていく、あるいは対面とオンラインのハイブリットな支援の在り方のなかでの目標を模索していく必要があるのではないかと。

IV. 総合考察

この小論で扱った2020年3月から8月、全世界でウィズ・コロナの時代におけるニューノーマルが問い直されてきたが、発達臨床を専門とする筆者にとっても心の揺らぎという意味で激動の半年であった。新型コロナウイルスの感染拡大という脅威のもと、子どもへの直接対面支援が困難になり、それでも発達支援の枠組みの中で何かできないかと、手探り状態で開始したのがオンライン交流であった。

長年子どもへの発達支援に携わってきた筆者にとって、生身の身体を通した双方向的な関わりこそが関係発達を促すという思いが強い。1年前の筆者であれば、オンライン交流の実践を耳にしたとしても、情報機器を通した支援など邪道であると断じ、自らの実践の選択肢には入らなかったであろう。こうして小論を書き

終えつつある今も、肌のぬくもりを感じられる支援への郷愁とオンラインでの対人交流へと時代が傾斜していくことへの戸惑いはある。

しかし、そのような古い時代を背負った筆者の背中を押してきたのは若い世代だった。苦手の一語でICTに向き合おうとしない筆者の姿勢を批判しつつも、パソコン操作等の指南役となった息子や、指導教員が思いつきで主導した新たな試みに積極的に参加してくれた指導学生たち学生世代が、オンライン交流実践の原動力となった。クライアントである発達障害のある子どもたちも、Zoomなどの情報機器を通したかかわりに予想以上に興味深い反応を示している。卒業論文を手書きで執筆し、修士論文でやっとワープロを使用し始めた我々とは、ICTに対する感覚が違うのだろう。

とは言うものの、母子交流をはじめとした密接な身体的な関わりが対人関係形成の原点であることを思えば、とりわけ重度の子どもたちの場合、オンライン交流が対人発達に及ぼす正の効果は限定的にならざるを得ず、対面の直接支援がより優先度の高い支援方法であると感じる。実際、5月末の保護者へのアンケートで、オンライン交流の試行について尋ねた際に、うちの子には合わないからと希望しない人は、重度の障害のある子の保護者に多かったし、オンライン交流を試行している子の保護者のなかからも対面支援の再開を待ち望む声が寄せられている。一方で、コロナ禍のなかでの感染防止を考慮に入れると、可能な限り三密を避けるという観点から、また玩具や遊具の消毒という観点からも、従来のままの環境設定は困難であり、オンライン交流等を引き続き選択肢に含めざるを得ない。

筆者の勤務する大学では、今年度の後期授業について、①完全遠隔型②遠隔と対面のハイブリッド型③完全対面型の三つの選択肢を示されている。もちろん、②と③の場合も、十分な感染対策を前提とした上での選択である。同様に、これからの数年間は、発達支援においても、対面支援のみではなく、またオンライン交流のみでもなく、ハイブリッドな支援をケースバイケースで模索していくことになるであろう。学生とのグループワークでも取り上げたが(Ⅲ. 2. (1))、実践をさらに積み重ねていくなかで、オンライン交流の長所・短所、対面支援の長所・短所をさらに整理していき、それぞれの限界を踏まえた上で、バランスのよい発達支援の在り方を見出していかなければならない。また、ハイブリッドな支援の長所、つまりオンラインとリアルを組み合わせ自体が対人発達に及ぼす効果についても検証していく必要がある。

発達障害のある子の場合、そこそこ慣れ親しんだ相手でも、異なる場面や状況で会うと、それが同じ人であると認識できないことがある。相談室で何十回とセッションを重ね、セラピストとしてはラポール(よい関係)が形成されてきたように見えた自閉症児と、

別の場所たとえば学校で会うと、初めて会ったかのような対応をされるという事態である。そのような対人認知の弱さを持った子どもが、オンライン交流と対面支援を交互に体験しつつ同一のセラピストとのかかわりを積み重ねることで、オンラインと対面という交流のモードは違っていても同じ相手という認識を生み、対人認知の汎化を促すことも考えられる。

今後、知的な遅れがない子どもたちへの支援についても考えていきたい。今回グループワーク(Ⅲ・)で紹介した4年生のケースは比較的重いケースが多かったが、少し遅れて開始した3年生のケースは知的な遅れのない軽度なケースが多く、オンライン交流で十分に深い交流が進行しつつあるケースもある。また、そういうケースでも、限られた機会に大学の相談室でリアルに関わることで、リアルが貴重であるからこそ、これまでの対面支援以上に意義深い体験となるのではないかと期待できる。オンライン交流における微妙な不全感があるからこそ、対面でのかかわりがより生き生きと体験されることになるのではないだろうか。

本論では制限枚数の関係で紹介できなかったが、遊戯療法を力動心理学的な観点から検討してきた筆者にとっても、興味深いかかわりが見られるケースもある。こうしたケースの詳細については別稿で検討していきたい。

<付記> 本論作成にあたり、発達支援相談室シニアスタッフ、吉岡研究室4年生をはじめとして、相談室スタッフから多くの意見・アイデアを得ました。記して感謝いたします。また、オンライン交流という新たな試みに快く協力いただいたクライアントにも深く感謝いたします。

文 献

- 1) 文部科学省(2018). 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部).

(2020年9月23日受理)